

平成19年度 第2回 理事会・総会 議事録

1. 日 時：平成20年3月8日（土）13：30～17：00
2. 場 所：航空会館5階 504会議室
- 3.1. 理事会出席者：秋山崇道 池田 亨 甲賀大樹 坂井正一郎 鈴木康一 土屋宣幸
中澤愛一郎 中塚総一郎 野田迪郎 万場泰雄 堀田省二郎
牧野 健 増谷一夫 吉田 茂 吉田正克
委任状提出：板倉忠興（書面表決）大平雅大（議長委任）熊谷功二（書面表決）
出席監事：谷口良知 山本隆明
- 3.2. 総会出席者：27名（うち議決前、途中退席3名）
上記理事ほか、奥平光保 吉瀬はるか 榊原飛鳥 佐志田伸夫
高田豊信 玉中宏明 中村則之 本多正明 細川隆司 久田雅樹
意思表示：書面表決143名 議長委任145名 委任者指名38名
→有効出席者総数352名（出席者＋書面表決者＋委任状提出者）
欠席者：311名

議事に先立ち、議案説明・質疑応答を理事会及び総会合同で行い、これについて先ず理事会で採決後、引き続き総会にて採決をする。また理事会において審議採決を行う間は、一般会員出席者はオブザーバーとしてこれに立会う旨の説明が甲賀常務理事よりあった。理事会について定款第28条2、総会について第23条に基づき会長が議長を務めることを確認。理事総数19名に対し委任状を含め17名の出席により定款第29条1に基づき本理事会は有効に成立、また、正会員総数663名（個人会員655名 団体会員8）に対し、書面表決又は委任状提出を含め352名の出席があり、定款第25条1に基づき本総会は有効に成立したことを事務局より報告される。定款27条に基づく議事録署名人として万場泰雄理事並びに吉田茂理事が議長より指名された。

- 4.1. 議決結果：第1号議案 平成20年度事業計画(案)について
→ 理事会・総会共に出席者全員一致で賛成、原案を承認
第2号議案 平成20年度予算(案)について
→ 理事会において第5号議案箇所を修正のうえ理事会・総会共に全員一致で賛成、承認
第3号議案 FAI スポーティングライセンス申請維持費用について
→ 理事会において修正のうえ理事会・総会共に全員一致で賛成、承認
第4号議案 クラブクラス滑空競技会開催について
→ 理事会・総会共に全員一致で賛成、原案を承認
第5号議案 基本財産 DART の償却積立金について
→ 理事会において修正のうえ理事会・総会共に全員一致で賛成、承認

4.2. 議案修正内容

4.2.1. FAI スポーティングライセンス申請維持費用について（第3号議案）

原案：FAI スポーティングライセンス保有の必要性について、FAI スポーティングコードジェネラルセクションでは、世界記録及び国内記録達成飛行時、カテゴリー1及び2の競技会出場時の場合に限りこれを明記している。また、FAI 公式立会人は(財)日本航空協会規則で、日本滑空記章試験員は当協会規則で各々保有を条件としている。公式立会人及び日本滑空記章試験員は公職として当協会が申請費用を負担してライセンスを保有してもらふべきだが、その他の場合は個人的理由のため自己負担とする。なお、公職については情報公開が条件なので今後は該当者氏名並びに業務遂行実績を公表することとする。

修正案：スポーティングライセンスが必要な場合を会員に十分説明、周知させる。そのうえで申請ある会員に対しては、当協会が申請費用を負担してスポーティングライセンス申請をする。

←修正理由：過去、当協会々費の値上敢行の付帯条件として上記ライセンス申請費用を協会負担とする旨の約束をした経緯を踏まえ、原案では当協会への入会勧誘が阻害されるとの強い意見に従った。

4.2.2. 基本財産 DART の償却積立金について (第 5 号議案)

原案：社団法人の認定基準として、公益事業遂行の技術的基盤と経済的基盤の所有等が挙げられ、これに基づき管轄官庁（当協会については文部科学省）が社団法人として認可している。基本財産は経済的基盤の証明であり、当協会は 500 万円程度とみている。この点、基本財産のうち設立時点での DART (JA2070) の評価額は 330 万円とされていたが、動産のため減価償却が進み、現時点では残存価格しかない。この件は文部科学省並びに当協会監事に指摘されており、早急な是正を必要としている。現状のままでは新公益法人申請にも支障を来すと予想される。この対策として、DART 相当額にあたる 350 万円を 5 年間（年 70 万円ずつ）積立て、積立満期の時点で基本財産から DART を外す。

修正案：管轄官庁の了承を条件として、先ず DART を基本財産から除却し、これと並行して準備金積立を行う。

→ 第 2 号議案 平成 20 年度予算(案)にある支出の項の特定預金支出について費目を JA2070 除却資金積立から準備金に変更修正し、70 万円を計上する。

5. 議案説明及び質疑応答による確認事項

第 1～5 号議案について各々、議長の指名により甲賀常務理事より説明が行われた。

5.1. 第 1 号議案 平成 20 年度事業計画(案)について

- ・ 新公益法人制度施行を見据えて、当協会は滑空スポーツ統括団体として公益社団法人を申請する
- ・ 上記申請準備に伴い、統括団体としての体制を整備、強化していく
→ 各種業務について理事、会員の業務参加を要請、業務拡大を図る
- ・ 主催イベント（安全飛行大会、クロスカントリークリニック、エリア慣熟、低圧チェンバー体験等）は引き続き適宜、各滑空場と連携して開催する
- ・ 滑空に関するセミナーを独立採算ベースで適宜主催する
- ・ 機関紙 JSA information の充実を図るため、マンパワーの補強及び記事収集の支援をする

5.2. 第 2 号議案 平成 20 年度予算(案)について

- ・ 役員報酬、職員給与、事務所家賃は従来、管理費に賦課してきたが事業費にも関与しているため実務状況を鑑み、今期から管理費 2 事業費 8 の比率で賦課する
- ・ DART 償却についての修正に伴う箇所を変更する

5.3. 第 3 号議案 FAI スポーティングライセンス申請維持費用について

- ・ スポーティングライセンス必携条件を明確にし、これを会員全体へ周知徹底する
- ・ 上記実施をしたうえでなお会員から申請があった場合はこれを受領し、申請費用を当協会が負担する

← 上記内容に変更したものを第 3 号修正議案とする

5.4. 第 4 号議案 クラブクラス滑空競技会開催について

- ・ 確認事項特になし

5.5. 第 5 号議案 基本財産 DART の償却積立金について

- ・ 基本財産要件を管轄官庁に確認、了承を得たうえで動産である DART を基本財産から外す
- ・ 上記内容が確認された後、準備金を積立てる（初回となる平成 20 年度は 70 万円予算計上する）

← 上記内容に変更したものを第 5 号修正議案とする

以上を以って全ての議事を終了し、17時00分に議長の閉会宣言により解散した

平成20年3月8日

社団法人日本滑空協会

議 長 会長

議事録署名人 理事

同 理事